

広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第十六号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 自動車重量譲与税法等の一部が改正されたことに伴い、様式中の税目を追加する等関係様式の必要な改正を行った。
- 2 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則に定める様式について、始動票札番号を記入する欄を設ける等の改正を行った。
- 3 その他必要な様式の整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 2 の改正 平成三十一年三月二十九日
- 2 一 1 の改正 平成三十一年四月一日
- 3 一 3 の改正 平成三十一年十月一日